

水道法第34条に基づく 簡易専用水道検査のご案内

当社は、厚生労働省 水道法第34条に基づく簡易専用水道登録検査機関です。

簡易専用水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計（受水槽が2つ以上の場合はその合計とし、高置水槽、中継水槽等是有効容量に含まない。）が10m³を超えるものをいう。



1 受水槽及び周辺の外観検査

- 水槽内部・外観の破損や漏水等の確認
- 供給水に有害物・汚水等の混入するおそれ等の確認
- 水槽及び周辺の清掃状況や、水槽内の沈殿物等の有無の確認
(衛生面や設備の不具合等の検査)



2 水質検査

- 臭気、味、色度、濁度、残留塩素の検査



3 書類検査

- 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- 水槽の掃除の記録
- その他の帳簿書類等(修理の記録・水質検査の記録)

株式会社 環境計量センター

簡易専用水道検査 (専用電話番号)

TEL:054-266-7200 FAX:054-266-7531

本 社 〒421-0113 静岡県静岡市駿河区下川原1丁目15-15

TEL:054-268-6763 FAX:054-268-6764

各事務所：山梨検査所・長野営業所・浜松営業所・神奈川営業所



ISO9001 ISO/IEC17025

認証取得 (山梨検査所)



業務内容

水質検査(排水・飲料水・浴槽水・プール水) 大気(ばい煙)・臭気・騒音・振動
農業・作業環境・材料分析・土壌・廃棄物・アスベスト分析・放射性物質・簡易専用水道検査

検査を行う区域：東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県